

# 「住民基本台帳制度に基づく各種届出」

令和3年6月1日  
総務省自治行政局

# 住民基本台帳制度に基づく届出の概要①

- 住民としての地位の変更に関する届出は、住民基本台帳法第4章及び第4章の3に定める届出により行う。  
(法第21条の4)
- 届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、届出の任に当たっている者が署名した書面でなければならない。(法第27条第1項、令第26条)
- 現に届出の任に当たっている者の本人確認のため、個人番号カード等の提示を求める。(法第27条第2項、則第8条及び第8条の2)
- 届出の受理に当たっては、形式的審査(届出書に届出をすべき事項等が記載されているかどうか等の確認)と、実質的審査(本人確認のための書類等の提示又は説明を求め、届出をし又は付記した事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実と反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する等)をしなければならない。(事務処理要領)
- 世帯主は、世帯員に代わって、法第4章又は第4章の3の規定による届出をすることができる。また、世帯員が届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わって、その届出をしなければならない。(法第26条第1項及び第2項)
- 届出をすべき者が、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険又は国民年金の被保険者であるときは、その資格を証する事項等を、児童手当の支給を受けている者であるときは、その受給資格に関する事項を、米穀の配給を受ける者であるときは、米穀の配給に関する事項を、それぞれ届出に係る書面に付記する。(法第28条～第30条)

(注)「法」は「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)、「令」は「住民基本台帳法施行令」(昭和42年政令第292号)、「則」は「住民基本台帳法施行規則」(平成11年自治省令第35号)、「事務処理要領」は「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知)を指す。

# 住民基本台帳制度に基づく届出の概要②

## I 転入届(法第22条)

- 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。)した者は、転入をした日から14日以内に、市町村長に転出証明書を添えて届け出なければならない。(法第22条第1項及び第2項、令第23条第1項及び第2項)
  - ※ 届出内容…氏名、住所、転入をした年月日、従前の住所、世帯主である旨又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄、転入前の住民票コード
- 国外から転入をした者、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者その他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者は、出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示も届け出なければならない。(法第22条第1項第7号、令第22条)

## II 転居届(法第23条)

- 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。)をした者は、転居をした日から14日以内に、市町村長に届け出なければならない。(法第23条)
  - ※ 届出内容…氏名、住所、転居をした年月日、従前の住所、世帯主である旨又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 指定都市において、一の行政区から他の行政区に住所を変更した場合には、転居ではなく、転出・転入となる。(法第38条第1項)

## III 転出届(法第24条)

- 転出をする者は、あらかじめ、市町村長に届け出なければならない。(法第24条)
  - ※ 届出内容…氏名、転出先、転出の予定年月日
- 市町村長は、転出届があったときは、国外への転出の場合を除き、転出証明書を交付しなければならない。(令第23条及び第24条)
  - ※ 転出証明書…氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主である旨又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍、個人番号、住民票コード、転出前の住所、転出先及び転出の予定年月日、国民健康保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者である旨、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号、児童手当の支給を受けている旨
- 転入届・転居届・転出届は、個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例(法第24条の2)の場合を除き、市町村の窓口において行うことが基本であり、郵送による届出は原則として行うことができないが、転出届については、急に住所を移動することが決定し旧住所地で届出を行う時間的余裕がない場合も考えられるので、郵送により届出を行うことも認められている。(全訂住民基本台帳法逐条解説)

# 住民基本台帳制度に基づく届出の概要③

〔※デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)による改正前〕

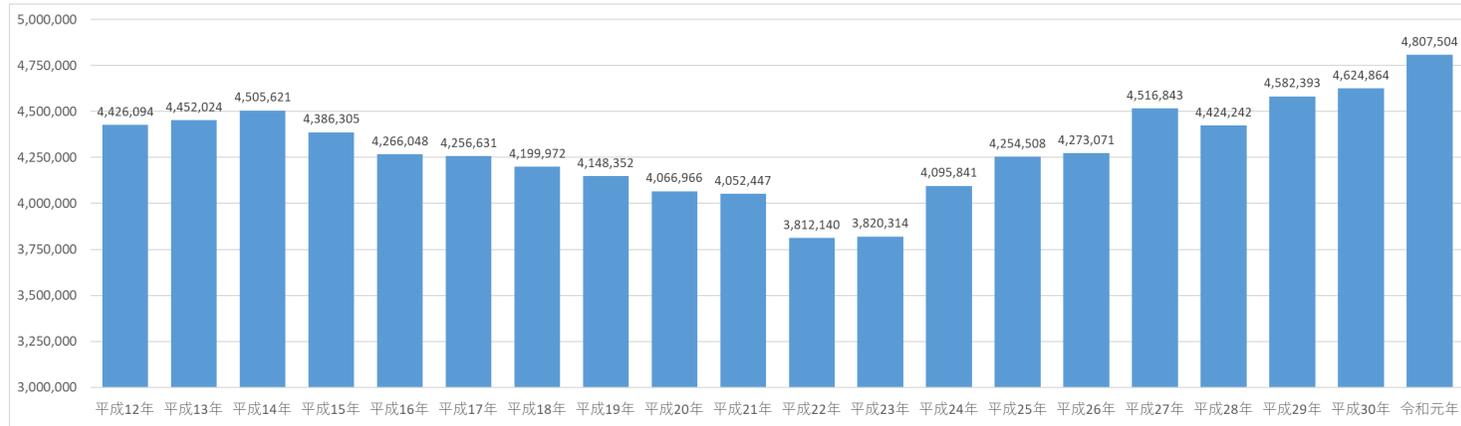
## IV 個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例(法第24条の2)

- 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合又は個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う転出届に併せてその世帯に属する個人番号カードの交付を受けていない者が転出届をした場合においては、転入届への転出証明書の添付が不要。(法第24条の2第1項及び第2項)
- 個人番号カードの交付を受けている者等から転入届を受けた転入地市町村長は、その転入届に係る転出届を受けた転出地市町村長に転入届を受けた旨を通知しなければならない。また、通知を受けた転出地市町村長は、転出証明書情報を転入地市町村長に通知しなければならない。(法第24条の2第3項及び第4項、令第24条の3、則第7条の2)
  - ※ 転出証明書情報…氏名、生年月日、性別、世帯主である旨又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍、マイナンバー、住民票コード、転出前の住所、転出先及び転出の予定年月日、国民健康保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者である旨、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号、児童手当の支給を受けている旨、個人番号カードの発行日・有効期間満了日等(個人番号カードの交付を受けている者)
- この特例の適用を受ける場合において、転出地市町村長が郵便等による又は電子情報処理組織を使用して行った転出届を受理した後、転出証明書情報を住基ネット回線を通じて転入地市町村長に通知することにより、転出をする者が転出証明書の交付を受けるために、転出地市町村の事務所に出頭することが不要となる。(事務処理要領)
- 郵便等による転出届の場合においても、本人確認は必要であり、届出人の本人確認書類の写しの提出を求め、個人番号カードの交付を受けている旨、転出届をする者の連絡先電話番号等を届出書により明らかにさせる。(事務処理要領)
- 電子情報処理組織を使用して行う転出届については、入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子署名と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う。(事務処理要領)

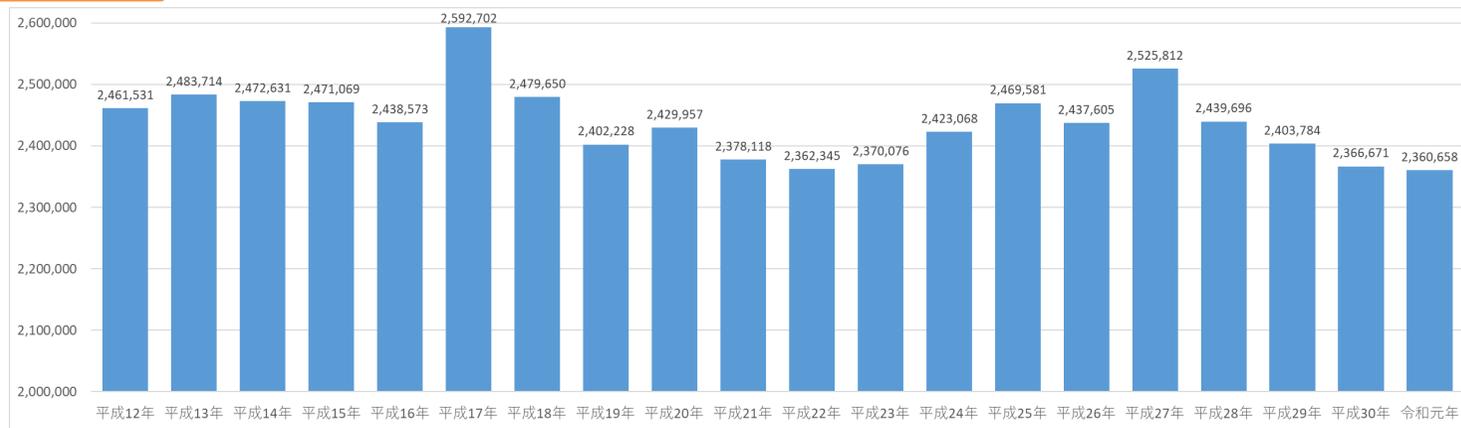
〔(注)「法」は「住民基本台帳法」、「令」は「住民基本台帳法施行令」、「則」は「住民基本台帳法施行規則」、「事務処理要領」は「住民基本台帳事務処理要領」を指す。〕

# 住民基本台帳制度に基づく各種届出の件数推移（平成12年～令和元年）（1/2）

## 転入届等



## 転居届



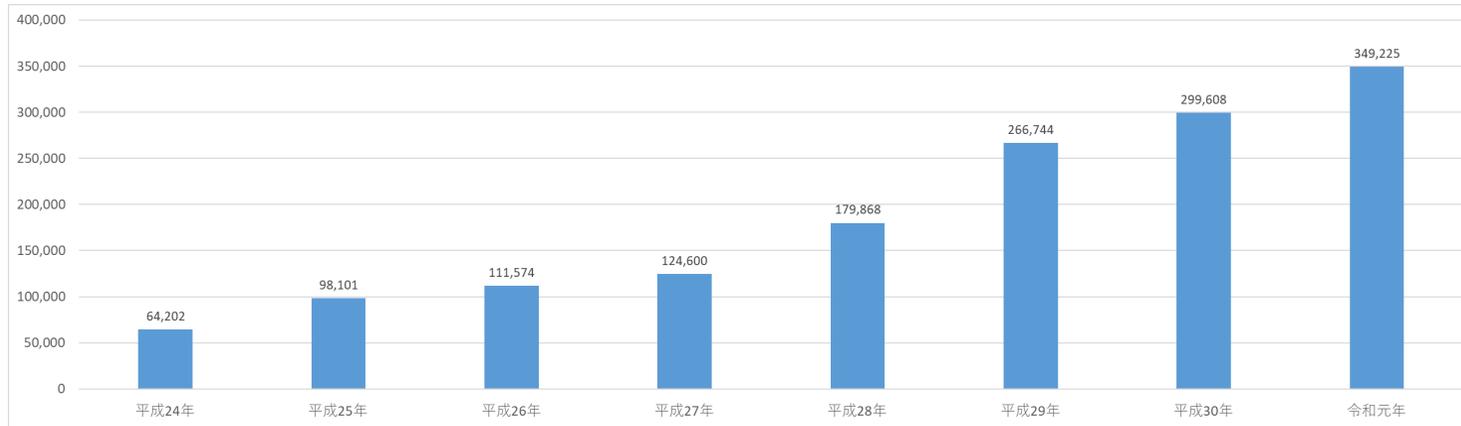
- (注) 1. 各年の集計期間については、平成25年までは「前年4月1日～3月31日」、平成26年以降は「前年1月1日～12月31日」。
2. 外国人住民基本台帳は、平成24年7月9日施行となっており、平成25年から外国人住民による届出が含まれる。
3. 件数は、世帯単位で積算。ただし、転入日が異なる場合等については個別に積算。
4. 「転入届等」には、住民基本台帳法第22条、第30条の46(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)に基づく転入届、第30条の47(住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出)に基づく届出が含まれる。  
また、第30条の46に基づく転入届、第30条の47に基づく届出については、平成25年から件数に含まれている。

# 住民基本台帳制度に基づく各種届出の件数推移（平成12年～令和元年）（2/2）

## 転出届



## 転出届(法24条の2)



- (注) 1. 各年の集計期間については、平成25年までは「前年4月1日～3月31日」、平成26年以降は「前年1月1日～12月31日」。  
2. 外国人住民基本台帳は、平成24年7月9日施行となっており、平成25年から外国人住民による届出が含まれる。  
3. 件数は、世帯単位で積算。ただし、転入日が異なる場合等については個別に積算。

(出典) 事務連絡「住民基本台帳関係年報について(依頼)」に基づく報告の調査表第2表

# 対面処理の必要性

- 転出届など住民基本台帳法第4章の届出は、同法第24条の2の転入転出手続の特例の場合を除き、市町村の窓口にて行うことが基本であり、郵送による届出は原則として行うことができないものである。（全訂住民基本台帳法逐条解説）
- 住民基本台帳法第24条の2において、転入転出手続の特例を受けることができる者を個人番号カードの交付を受けている者に限定している。これは、転入転出手続は、住民の居住関係の発生又は消滅に係る重要な手続であることから、実際に窓口に見えて届出の任に当たっている者が届出をする者本人であることを厳格に確認しなければならず、厳重な偽造防止措置が講じられた個人番号カードを提出させる必要があることによるものである。特に、転入地市町村においては、個人番号カードを提出させ、暗証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、届出に記載された事項と照合することにより、より厳格に転入届をする者の本人確認を行うことができるものである。（全訂住民基本台帳法逐条解説）
- 届出の際の本人確認については、「住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて」（平成17年2月23日総行市第175号通知）において、住民異動届の審査時における届出人又はその代理人等の本人確認について、個人番号カード等によって確認することが示されるなど、従来、適切な手続きが求められていた。しかしながら、個人情報保護に対する意識の高まりを受け、平成19年の住民基本台帳法の改正により、住民票の写し等の交付制度について、住民票の写し等の交付請求・申出の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、交付請求・申出の際の本人確認等の手続を整備したところであるが、転出・転入等の届出においても、一部でなりすましなどの不正な事案が発生し、社会的に問題となっていたことから、同改正により第27条第2項及び第3項を追加し、転出、転入等の届出に際しての本人確認等について、取扱いの全国統一化及び手続の更なる厳格化が図られた。（全訂住民基本台帳法逐条解説）
- 住民基本台帳法第27条第2項及び第3項の届出の際の本人確認に関して、次に掲げる場合等においては、市町村長の判断により、届出の受理を行った後に、なりすまし等の不正をできるだけ防止する観点から、同法第34条の規定に基づく調査として、届出をする者本人に対する届出を受理した旨の通知（以下「住所異動届受理通知」という。）をすることが考えられる。特に、転出届について本人確認が十分にできなかった場合には、住民異動届受理通知をすることが適当である。（全訂住民基本台帳法逐条解説）
  - ① 届出の際に写真付き本人確認書類による本人確認ができなかった場合
  - ② 郵便等により転出届が行われた場合
  - ③ 代理人又は使用者による届出で委任状の文面や署名の字体等から判断して届出をする者からの代理又は使用者の指定の事実を特に確認する必要がある場合

# 住所の認定に関する事例等

## 過去に挙動等を根拠として住民異動届の受理を拒否した事例

- 転入届があり、住所について市町村が保有する住居表示及び地番情報のリストを確認したところ、届出に記載された住所が存在しておらず、居住の事実がないことを確認したため、当該届出の受理を拒否したもの【兵庫県の自治体】
- 転入届があったが、担当課において、当該届出人からの届出については留意すべき取扱いとなっていることを職員が認識していたことから、聞取りを慎重に行う中で居住の事実も確認できなかったため、当該届出の受理を拒否したもの【埼玉県の自治体】

## 窓口で確認している事項・オンライン化に対する懸念事項等

- 区画整理中の場所に住所を置こうとする者に対して、口頭での質問や図面への指差しなどの確認が発生したり、複数地番にまたがる住所の場合、図面等でお互いに確認しあって住所の認定を行っているが、住民本人は複数地番にまたがっていることの認識がなく、オンラインで正しく届け出ること、電話やメールで正しく説明をすることは困難。
- 部活動のために子どもの住民票を隣の校区に移したい、居住実態のない家族の下などに住所を置きたいといった事例があるが、実際に窓口に来て届出がなされていれば、やりとりの中で発覚することもあるが、オンラインで見抜くことができるか、疑問。
- 戸籍届等と併せて宿直に提出された住民異動届について、補正のため来庁を求めた場合、連絡が付いてもすぐに来庁してもらえず、補正に2～3週間を要する場合や、連絡すら付かない場合もあり、オンライン化された場合も同様のことが生じる懸念。

(※15道府県内、17団体の住民担当課に聞取り)

## (参考)住所の認定に関する判例

- 昭和56年執行の滋賀県虎姫町(現・長浜市)の町議会選挙において、選挙時登録の際に架空転入(476人(有権者の約1割))が疑われる事情があったにもかかわらず、選挙管理委員会の調査が不十分であったとして、当該選挙が無効となった事件【S60.1.22 最高裁】
- 大阪市と八尾市の境界にまたがって建築されたマンションに居住し、八尾市に住民登録されていた者(原告)が、大阪市(被告)の敬老優待乗車証の取得目当てで、同じ部屋に居住したまま、大阪市(被告)に転入届を提出し、当該届出が不受理とされたため、当該不受理処分の取消し等を請求したが、同市の住所認定は適法であったなどと判断され、原告の請求が棄却された事例【H23.6.24 大阪地裁】

# 転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

## 改正の背景

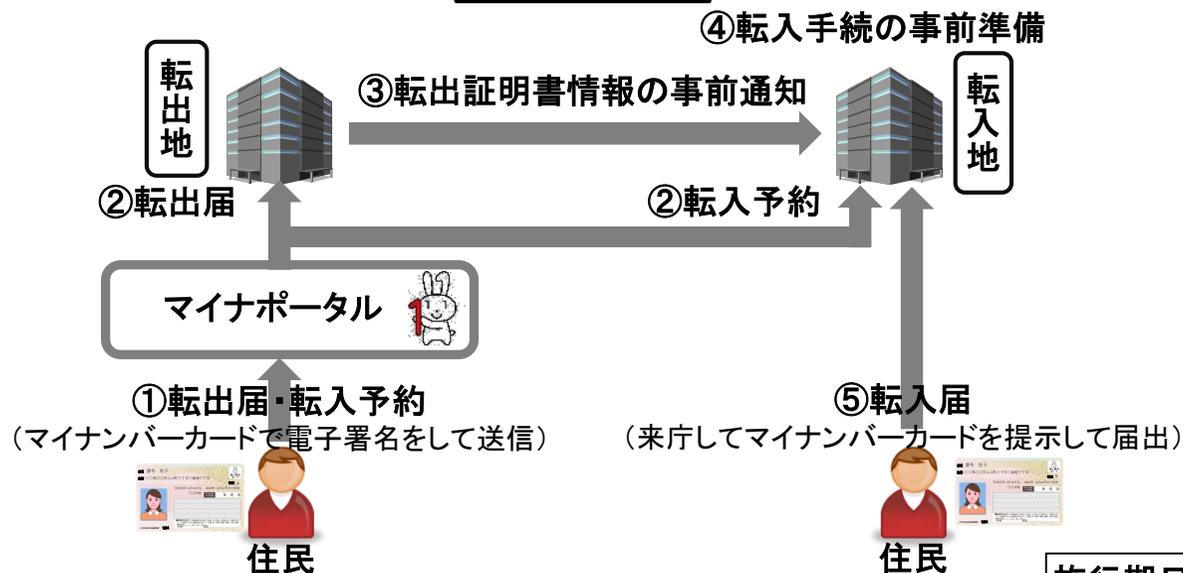
- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが<sup>(※)</sup>、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務（国民健康保険、児童手当など）の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

## 住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

### 手続の流れ



### 制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉  
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉  
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

【山田太郎君】

今回の住民基本台帳の一部改正案ですと、本当にデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップが実現されているかということ、どうもそうではないんじゃないかと。簡単に言うと、引っ越しをしたときに転入届と転出届を結局それぞれ出さなきゃいけない、ちょっとこれはおかしいと。世界的な常識を見ても、通常は転入届一本なんです。だって、転入すれば転出したのは当然でありますし、どこの国がー々転出届を作っているんだと、こういう議論にもなるわけでありませう。

そういう意味で、じゃ、一応便利になったとはいうんですけど、何が便利になったかということ、これはびっくりしたんですが、マイナンバーカードがあると、転出がわざわざ役所に行かなくてもいわゆるできて、転入先にその情報の予約ができますと。でも、結局行かなきゃいけないんですよというものでありまして、これでもってデジタルファーストなのかと。つまり、デジタルファーストというのは、サービスが一貫してデジタルで完結しているということでありませうし、ワンスオンリーという意味では、転出も転入もそれぞれ、また、じゃ、転入を、転入先にデータを送ったんだしたらそれでいいじゃないと。

（中略）ということで、本当にこういうような仕組みでもっていわゆるデジタル三原則実現できるのかどうか、この辺りいかがでしょうか。

【政府参考人（阿部知明君）】

お答えいたします。お尋ねのございました、今回の転出転入届手続についての改正ということでございます。

これまで多くの市町村では、転出転入手続につきまして、それぞれ来庁して行くことを原則とするとともに、転入届には転出証明書の添付を要し、また転入届をした後に必要となる住民サービスに係る各種手続についても庁舎内の各担当部署で個々に行ってきたとございます。

これに対しまして、今回の改正におきまして、マイナンバーカードの所有者がマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を同時に行えるようにすることに併せて、転入地市区町村があらかじめ転出地から通知された転出証明書情報によりまして住民登録及び住民記録に関する一連の事務の事前準備を行うことを可能にし、転入地への一度の来庁で転出転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るものでございます。

お尋ねのございました、転出手続を転入手続に一本化できないかということございました。これにつきましては、市区町村は住民基本台帳上の情報を基礎としまして、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っているところでございます。住民の転出はこれらの住民の権利義務の終期を決める重要なものでございますが、市区町村にとりましては届けがないとこれは分からないということでございます。仮に転出届を廃止しますと、転出後、他の市区町村に転入届が行われるまでの間、転出地では、住民の居住実態がないにもかかわらず、転出の覚知や住民票の消除等が行えず、各種の行政事務を適正に行えなくなる懸念が生じると考えてございます。

それから、済みません、もう一つだけ。転出転入手続について省略できないかというお話でございました。転入手続につきましては、マイナンバーカードとその電子証明書の認証基盤に関わるものでありますことから、市区町村の窓口における対面の対応が必要と考えておりまして、現時点において直ちにオンライン化することは困難と考えてございます。

【山田太郎君】

結局、いわゆるデジタルファーストということで、対面がまた必要だということで、デジタル関係していないじゃないですかという話と、もう一つ、今の答弁で不思議なのは、じゃ、転出届は出したけど転入届を出していない若者って結構多いんですね。

そうすると、何が起こっちゃうかということ、住民票から消えちゃうんですよ。で、どうなっているかと、戸籍の付票に残るのが精いっぱいということでありまして、考えてみれば、別に転入届を出した瞬間に転出届が抹消されればそれでいいじゃないですかと。システムのなところのロールバックというんですけれども、新しいところにきちっと情報がいわゆる格納されなければ前のものに戻すというのが当然でありまして、じゃ、転出届は出したんだけど転入届を出していない国民を一体どう国は扱うのか、こういう問題も残っちゃっているわけでありまして、ちょっと今の答弁からいって、大丈夫という話もあるかと思っております。（以下略）

【柴田巧君】

次に、これ先ほども取り上げられたんですが、お聞きをしたいと思いますけど、本法案においては、マイナンバーカードの所持者であっても、転出手続はオンラインで行えることになっているのに転入手続は役所の窓口に行かなければならないということなんですが、これは本当に、先ほども山田議員からありましたが、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップというこの考え方からかなりずれてしまっているなという気はするわけです。

何で窓口に行かなきゃならないかという理由はさっきおおよそおっしゃったのでこれは聞きませんが、重なるから聞きませんが、これ将来的に、では、技術が進歩して、役所に行かずとも転入手続ができるようになるという見込みはあるのかないのか、お尋ねをしたいと思います、総務省ですかね。

【政府参考人(阿部知明君)】

お答えいたします。お尋ねの件でございますが、今後のデジタル技術の進展等に伴いまして、将来的に対面での手続と同等の本人確認でありますとか住所認定等に係る審査が行われることになれば、対面を不要とする可能性を否定するものではございませんが、現時点では窓口での対応が必要と考えているということでございます。

【柴田巧君】

正直、技術的にはすぐにでもできるのではないかと、他の国もこういうことを当たり前に行っているの、十分できるものというふうには思っているんですが、今の答弁では技術的に可能になればということですが。

これ、大臣に通告していませんが、ちょっと御見解をお聞きをしますが、この法案が通れば大臣に勧告権が与えられます。今のうちに、なかなか、結局やれるはずなのにいろんな理由をもってやらないというようなことが、改善が見られないと、あるいはやる気が見られないということになれば、これは大臣が勧告するに値するものだという思いはお持ちになりませんか。お聞きをしたいと思います。

【国務大臣(平井卓也君)】

法律が通るまで、通っていないのにその勧告権について、今非常に私、答弁しづらいのも御理解いただいたと思います。

さっきの住民票の話等々に関して言えば、そのマイナポータル等々を使うと、恐らく役所の窓口行かなくても可能になるというのはできると私は思います。結局、今までの当たり前をやっぱり疑って掛かるということがやっぱりポイントで、今までこうしていたからこれからはこうしなきゃいけないということを一回忘れないと本当の意味でのDXはできないと、そのように思っております。

【柴田巧君】

まさにあっぱれな答弁だったと感服をいたしました。是非よろしくお願いをしたいと思います。(以下略)